

理 由 書 (案)

熊本都市計画区域区分の変更に伴い市街化区域に編入する区域について、将来の合理的な土地利用を図るため、用途地域を指定する。なお、用途地域を指定する地域は、すでに市街化を形成した区域で、隣接する既存市街化区域との一体性・連続性を勘案した住居系の用途とし、九州縦貫自動車道沿線、主要地方道熊本大津線沿線、並びに合志市都市計画マスタープランで位置付けた補助幹線道路に接する区域の一部については、市街化区域内における生活利便性等を確保するため、一定の利便施設を許容する用途を指定する。